

## 健康運動教室 参加者募集

☎ 取手ウェルネスプラザ ☎ 77-8878 (火～金曜日 8:30 ～ 21:30)

4月からの新規参加者を募集します。自分の体力に合った運動で若返りませんか。

期間 4～9月(全11回)

場所 取手ウェルネスプラザ(駐車場有料)

内容 バイクトレーニングなど

※曜日・時間帯別に全18コース、1回1時間30分

時間	火	水	木	金	土	日
午前(10:00～)	A	D	G	J	M	P
午後(13:30～)	B	E	H	K	N	Q
夜間(19:00～)	C	F	I*	L	O	R

\*木曜夜間(Iコース)のみ19:30～

対象 30歳以上で医師から運動を禁止されていない方

※血圧は、最高血圧180、最低血圧110、安静時脈拍110未満の方

定員 各20人(多数は抽選)

費用 6,100円(11回分) + 専用歩数計代4,850円

申込 郵送：〒302-0024 新町2-5-25 取手ウェルネスプラザ「健康運動教室受付係」宛て

※往復はがきの往信欄に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢、職業、参加経験の有無、希望のコース(アルファベットで第3希望まで)、その他(申し込み理由など)を記入。

締切 2月12日(金)必着

## 市営住宅 入居者募集

☎ 管理課 ☎ 内線 1525

募集住宅 駒場B住宅(駒場2-11-3) ※申し込みは1世帯につき1住宅

築年数など	間取り	家賃*	タイプ	募集戸数
昭和49年築 4階建て	3K(6畳、4.5畳、 3畳、キッチン)	1万4,500円～ 2万1,600円	家族用 (单身不可)	2

\*令和2年度参考家賃。世帯収入や構成員の状況により変動します。

応募資格 ▶市内在住または在勤で、現在住宅に困窮していることが明らか  
な方 ▶同じ収入で生活している同居または同居しようとする親族  
がいる方(条件により単身で入居可能な場合あり) ▶公営住宅の  
家賃や県税・市町村税の滞納がなく、法定収入基準を超過してい  
ない方 ▶「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に  
規定する暴力団員でない方

申込 応募の説明を受けた上で、管理課で配布の申込用紙に必要事項を  
記入し、必要書類を添えて本人か同居する家族が管理課に持参

申込期間 2月1日(月)～12日(金) ※平日のみ

### ◆見学会

日時 2月1日(月)9:30～11:30(見学時間内に現地集合)

申込 電話か直接窓口へ

締切 1月29日(金)

◎抽選会・入居説明会は2月20日(土)の10時から12時に行います。

## 公用車車体広告募集

☎ 管財課 ☎ 内線 1613

対象車両 軽乗用車5台、軽貨物車5台(計10台)

掲載場所・面積 車体側面のドア部(片面縦40cm×横70cm以内)

掲載方法 車体に貼り付けができるもの(マグネットシートなど)

※車体への塗装はできません

掲載期間 最長1年(1カ月単位期間の更新も可)

料金 車体両側2面1台当たり年額3万3,600円(月額2,800円)

※広告作成費用は広告主負担

申込 公用車広告掲載申込書に必要事項を記入の上、広告デザイン案、  
申込書に記載の添付書類と合わせて管財課に提出。

◎広告の内容について審査し決定します。応募者多数の場合は市内事業者を優先  
した抽選を行います。

## 会計年度任用職員 登録者募集

☎ 人事課 ☎ 内線 1134

市役所や市の施設で働くパートタイムの会計年度任用職員の登録者を募集しま  
す。登録者などの中から、必要に応じて選考の後、採用します。職種や勤務条件  
などの詳細は市ホームページをご覧ください。

任期 4月から令和4年3月まで(1会計年度以内)の期間内で任用  
※勤務状況などにより再度任用する場合あり

申込書記布場所 人事課、藤代総合窓口課、市ホームページ

申込 登録申込書に必要事項を記入の上、以下のいずれかの方法で

▶持参：人事課(平日8:30～17:15)

▶郵送：〒302-8585 寺田5139 人事課宛て郵送

選考方法 書類審査・面接など

◎各担当課から直接ご連絡します。登録しても連絡がない場合もあります。

## 市長 Mayor's column コラム

### 共感と寄り添いの コミュニティ防災



取手市長

藤井信吾

昨年の12月19日、東京大学大学院の松尾一郎客員教授による「災害多発時代！コミュニティ防災を進めよう」と題する講演が行われました。自主防災会の皆さん、市政協力員、民生委員の皆さんも、真剣に講演に聞き入っていました。

松尾先生のお話は、寝室の環境についての考察から始まりました。寝室にベッドの高さ以上の家具を置かない、置かざるを得ない場合は突っ張り棒などで家具固定を必ずする。まず、命だけは守ろうということです。

続いて、地球温暖化によって大型化し多発するようになった豪雨災害の実情についての報告があり、2018年に岡山を襲った豪雨を検証するNHK岡山放送局制作の特別番組が紹介されました。

いざという時に「避難行動」を適切に取れるのか、生死を分けるものは何なのか、悲し過ぎる実録をもとに、「自分がその場にいたらどういう行動を取っただろうか」と考えさせられました。岡山水害に遭った多くの人が、親や先祖からの言い伝えを信じ、「水が来るのはあそこまで」と考え、経験値がひっくり返るほどの事態を想定していませんでした。そういう中でも、一人の死者も出さなかった集落の防災リーダーは、行政からの「避難指示」が出る前に全戸を訪問して、「これだけの大雨では「避難」しなくちゃならないだろうから、今のうちから準備をしておいてくれんね」と事前の呼び掛け訪問を徹底したことで、全戸が「避難」を完了できたと話していました。逃げようとしないう高齢者

には、「畳の上で死ぬのと泥だらけで見つかるのは大きな違いだよ、みんなが逃げるんだから一緒に逃げようよ」と説得したとのことでした。

取手市が未曾有の大災害に遭遇した時に、命を守るために行政や地域コミュニティは迅速に適切に行動できるだろうか、市民の皆さまも同じ思いを持って、早め早めに避難行動を起こしていただけるだろうか。これはいつも私が思っていることです。

松尾先生によれば、災害から命を守る三つの視点は、①あまねく人々が危機感を持てる社会②それぞれが起こる被害を想像できること③正しい行動、だそうです。共感と寄り添いのコミュニティを普段から築いていくことが肝心だと思います。